

までには六百頭の輸入牝牛が来るわけであります。こういう場合においてもかような事例は一応予想されると思うわけでありますけれども、次ぎへに外国から高い、十二、三万円もする牛を入れて、来たのはその三割も四割も繁殖障害の牛であるということになると、この乳牛を外国から導入するという趣旨が、まったくそれと反対の方向へ行くようなことになると思うわけであります。これにまた損害が実に伴うわけであります。そういうようなことを将来考えた場合において、これは非常に大きな問題であるというふうに考えるわけでございますが、今年の輸入牝牛の場合には、そういう懸念はないのでありますか。

点に期待を持つことにいたしまして、問題を次に移します。

今度の法案によると、有畜農家創設資金に対し政府が融資のあつせんを行うことになつておりますが、有畜農家創設に対する希望は、「むしろ政府資金の特別融資等を希望しておる面が非常に多いのですが、この法律によると、それらの道はまつたく講ぜられておらないようありますけれども、政府は特別融資措置といふようなことをどういうふうにお考えになつておりますか。

○大坪政府委員 御承知のように本制度が生れて参ります今までにはいろいろの経過措置がありまして、特別会計で行つたらどうか、あるいは政府資金で行つたらばはどうか、こういうようないろいろな考え方がありました、資金を求めるのにこの措置の方が一番手取り早くして、しかも相当多額の資金が出来るというような結論に到達いたしましたとして、本制度を創設することにいたしましたのであります。

○若賀委員 むしろそれは有畜農家の創設、特に酪農の面に対しして施策の重点が置かるべきだと思いますが、積極的にやる場合においては、微温的な融資のあつせんということより一段飛躍した施策が将来講ぜられるべきであると私は考えておるわけであります。

次にお伺いしたい点は、有畜農家創設画を都道府県が策定するようなことになつておりますけれども、これに関連して、地域的な特殊立法の中においても、たとえば積寒地帯の法律などの中においても、市町村が農業振興計画を樹立する、そういうような総合化された農業振興計画の線に沿つて有畜

農家の創設あるいは酪農振興の計画等が樹立された場合において、そういう末端の盛り上つた意欲の上に立つた計画を、政府が育成して実現に移してやるということこそ大事な点ではないがと思うわけですが、これによるところ、そういうような末端から盛り上る意欲に対する助長、育成という点は、むしろ抑圧されるような点もあるわけですが、そういう点についてはどういうふうにお考えになつておりますか。

○大坪政府委員 有資農家を創設いたしまする場合に、これを最も効果的にやりますためには、地方の末端から盛り上つて来る力を活用し、利用することが一番効果的のように存するのであります。従つてその意味合いにおきまして、府県が中心となりまして、地方のそういう盛り上る力をとりまとめまして、政府と相談する、かよなかつこうに相なると思いますので、御指摘のような御配はないと存じます。かく存じまする次第であります。

○芳賀委員 特に畜産関係の領域には、ややもすると官僚が一つのわが張りをもつてその支配権を温存させようとするような傾向がないわけではないのです。そういう不安をかもさないようなことであれば、その点にも期待が持てるわけありますが、できれば地方の酪農振興等に対する切実なる意欲というもの、しかも特殊性のある計画に対しても助長をすると、うう点に、運営の重点を置かれたいと思うわけであります。

次に、この融資の対象等の団体であります。その他該令で定める団体といふようなことが規定されております。

が、具体的にどのような団体がその他の政令で定める団体であるか、御説明願いたいのです。

○大坪政務次官 農業団体その他政令で定める団体ということに一応規定をいたしておりますが、現在のところそういう団体は想定いたしておりません。将来あるいはそういう団体が生れて来るではなからうかという一応の想定のものとに、この規定をつくつてあるわけあります。現在はありません。

○芳賀委員 現象面に全然現われて知らないものを予見して法律を用意をすることは非常に用意周到でありますけれども、そういう場合、その予見される団体といふものは、はたしてどういうような資格を持つたものを政令で定めるつもりでありますか。

○大坪政務次官 今後生れて来ると申しますが、予想されるものといたしましては、任意団体と申しますか、法律に基かないような団体で、しかもその団体が相当強固に仕事の運営ができる、こういうようなものが生れて来ました場合には、その任意団体を指定する、こういうふうにいたしたいと存じております。

○芳賀委員 それは相当含みのあるお言葉だと思いますが、私が率直にお尋ねしているのは、最近畜産組合法というものを政府は用意せられつつあるということも聞いているわけでありますけれども、局長はこれらのものを予測して、あらかじめここに一つの伏線として条項の中に入れたように私は考えているわけですが、そういう畜産組合法というものをまたつくつて、ただでさえ農業団体が雑然として錯綜しておつて、それによつて力が減殺さ

れでいる、どうような情勢の中に、またこれらの団体を用意しようとする意図を明確に持つておられるかどうか、お尋ねしたいのです。

○大坪政府委員 この法律といたしましてはそういうようなものは全然予定いたしておりません。ただ畜産組合の問題につきましては、畜産界その他いろいろな方面から一応の要望もありますので、私どもいたしましては慎重に検討いたしております。しかしこれは農業団体の従来のいろいろな問題、あるいは現在の農業協同組合等の問題がきわめて複雑であり、また非常に重大な問題でありますので、これは慎重に検討する、かような段階にとどまつておるわけであります。

○芳賀委員 さらにもう一度確認しておきたいのですが、畜産局長はそういう畜産組合というようなものが自然発生的にも生れていることを期待されされているかどうか、そういうものは必要ないと思つておられるかどうか、これを率直にお伺いしたい。

○大坪政府委員 法律制度の上に乗つかる畜産組合と申しますか、そういうような問題につきましては、法律そのものができなければそういう組合は成立しないのです。が、農業協同組合の構成をかりましての畜産協同組合といふようなものは現在もすでに相当あるのであります。これは農業協同組合として育成して行くようなことを相なると思うであります。

○芳賀委員 次に、法律の第四条の二に規定されていることで、家畜の貸付け並びに購入の方法であります。これは從来は主として系統協同組合等が主体になつて行つた事実であります。今

度は都道府県等が計画を立てて、直接購買して、それを貸しつける方法を講ぜられるわけがありますが、これらに對しては、從来のようすに協同組合、生産団体を主体として、これらの仕事を行わせるようなお考えであるか、また府県等の自治体が主体になつてこれをやろうとするのか、そういう点についてお伺いしたいのです。

○大坪政府委員 もちろん農業協同組合を中心としたしまして家畜を導入して参りたいと思うのです。ただ

農業協同組合がどうしても家畜の導入ができないような場合が生じて参ります場合に、府県がかわつて自己資金で導入するということはあり得るのでありますから、その道を開いておるだけの問題でありまして、全体といたしましては、協同組合中心に導入して参るということについては問題ないわ

けであります。

○芳賀委員 有畜農家創設事業が始まつてから、価格が非常に上つておる傾向にあるわけであります。これらのこととは、これを生産して売る方の生産原側にとつては、高いほどつけつこうであります。国内における無畜農家

であります、国外における無畜農家を解消するという立場からいふと、なるだけ適正妥当なる価格でこれを購買して、家畜を持つておらない農家に渡すといふわけですが、これらの問題は、購買の方法とか何かによつて相

当改善ができると思うのであります。各府県が競争して買付地に殺到してせり上げるような方法を、もう少し合理的に改善して、何か一元的な購買の方策等をお考へになつておるかどうかお伺いしたいのであります。特に生産

者等が組織する當利を目的としない法

人があれを組織する者の共同利用に供する農機具を導入するのに必要とする資金につき、長期かつ低利の資金を

に「括買上げ」の措置を行わせるといふ

ような措置は、どのように考えておられるか。

○大坪政府委員 昭和二十七年の三月ごろ本措置がとられるといふことになりまして、ある程度家畜の価格が上りまし

たことは事実であります。その苦

い経験にかんがみまして、できるだけ

一箇所に家畜の買付が殺到しないよう

に、各県別に供給県と需要県とをお

おの調査をいたしまして、供給県は大

体何頭の乳牛にいたしますれば乳牛の

県外搬出ができるか、あるいは各県が

何頭購買をする、こういう計画を家

畜の頭数を調べました上で政府として

立てまして、一箇所に家畜の買付が殺

到するとのないよう、また家畜が殺

買付に参りましても、おおむねその県

の供出能力と申しますか、県外搬出能

力に即応するような需給がとれて行く

数量ととどめておる次第であります。

従つて昨年のように一箇所に買付が集

中して、その結果値段が上るといふこ

とは、本年は防止し得るではなから

うかと考へておる次第であります。

○井出委員長 有畜農家創設特別法案

に対する質疑は後刻続行することにいたします。

○井出委員長 次に農業機械化促進法

案を議題といたします。質疑に入ります、安藤覺君。

○安藤(覺)委員 この機械化法案にお

いて目的とするところは、農業を営む

者が農機具を導入し、または農業を営

む者が組織する當利を目的としない法

人があれを組織する者の共同利用に供する農機具を導入するのに必要とする資金につき、長期かつ低利の資金を

に「括買上げ」の措置を行わせるといふ

ような措置は、どのように考えておられるか。

○平野(三)委員 検査は依頼に応じてあります。そのようなことはあります。

○安藤(覺)委員 これがともすると合

保するということについては、その必

要な措置という内容は、具体的にどう

いうふうに構想しておられるのでありま

すが、まずそれを承りたいと思

います。

○平野(三)委員 この法文といたしま

しては、個人を対象にしないようにお

考へになるかも知れませんが、実際に

おいては個人に対しましては対象にい

ます。

○平野(三)委員 この法文といたしま

しては、個人を対象にしないようにお

考へになるかも知れませんが、実際に

おいては個人に対しましては対象にい

ます。

○平野(三)委員 これと申しますが、

格品でないものは販売ができないとい

うことは、優勝劣敗上やむを得ないこ

とでありますけれども、合格証を受け

るということについて、そこに将来と

もすればいとわしい姿が出て来る場合

がありますが、これらの点に

おいては個人に対しましては対象にい

ます。

○平野(三)委員 申しますが、そういう形式をもつて

実際に即応するような需給がとれて行く

数量ととどめておる次第であります。

従つて昨年のように一箇所に買付が集

中して、その結果値段が上るといふこ

とは、本年は防止し得るではなから

うかと考へておる次第であります。

○井出委員長 有畜農家創設特別法案

に対する質疑は後刻続行することにいたします。

○井出委員長 次に農業機械化促進法

案を議題といたします。質疑に入ります、安藤覺君。

○安藤(覺)委員 この機械化法案にお

いて目的とするところは、農業を営む

者が農機具を導入し、または農業を営

む者が組織する當利を目的としない法

人があれを組織する者の共同利用に供する農機具を導入するのに必要とする

資金につき、長期かつ低利の資金を

に「括買上げ」の措置を行わせるといふ

ような措置は、どのように考えておられるか。

○平野(三)委員 本法の目的といたしま

しては、農民になるべく優良なる農

機具を供給したい、そのため農民に

対しまして御趣旨のような修正をい

たす方がけつこうであれば、さよう

いたすとすることも考へておるわけで

あります。

○平野(三)委員 申しますが、そういう形式をもつて

実際に即応するような需給がとれて行く

数量ととどめておる次第であります。

従つて昨年のように一箇所に買付が集

中して、その結果値段が上るといふこ

とは、本年は防止し得るではなから

うかと考へておる次第であります。

○井出委員長 有畜農家創設特別法案

に対する質疑は後刻続行することにいたします。

○井出委員長 次に農業機械化促進法

案を議題といたします。質疑に入ります、安藤覺君。

○安藤(覺)委員 この機械化法案にお

いて目的とするところは、農業を営む

者が農機具を導入し、または農業を営

む者が組織する當利を目的としない法

人があれを組織する者の共同利用に供する農機具を導入するのに必要とする

資金につき、長期かつ低利の資金を

に「括買上げ」の措置を行わせるといふ

ような措置は、どのように考えておられるか。

○平野(三)委員 申しますが、そういう形式をもつて

実際に即応するような需給がとれて行く

数量ととどめておる次第であります。

従つて昨年のように一箇所に買付が集

中して、その結果値段が上るといふこ

とは、本年は防止し得るではなから

うかと考へておる次第であります。

○井出委員長 有畜農家創設特別法案

に対する質疑は後刻続行することにいたします。

○井出委員長 次に農業機械化促進法

案を議題といたします。質疑に入ります、安藤覺君。

○安藤(覺)委員 この機械化法案にお

いて目的とするところは、農業を営む

者が農機具を導入し、または農業を営

む者が組織する當利を目的としない法

人があれを組織する者の共同利用に供する農機具を導入するのに必要とする

資金につき、長期かつ低利の資金を

に「括買上げ」の措置を行わせるといふ

ような措置は、どのように考えておられるか。

○平野(三)委員 申しますが、そういう形式をもつて

実際に即応するような需給がとれて行く

数量ととどめておる次第であります。

従つて昨年のように一箇所に買付が集

中して、その結果値段が上るといふこ

とは、本年は防止し得るではなから

うかと考へておる次第であります。

○井出委員長 有畜農家創設特別法案

に対する質疑は後刻続行することにいたします。

○井出委員長 次に農業機械化促進法

案を議題といたします。質疑に入ります、安藤覺君。

○安藤(覺)委員 この機械化法案にお

いて目的とするところは、農業を営む

者が農機具を導入し、または農業を営

む者が組織する當利を目的としない法

人があれを組織する者の共同利用に供する農機具を導入するのに必要とする

資金につき、長期かつ低利の資金を

に「括買上げ」の措置を行わせるといふ

ような措置は、どのように考えておられるか。

○平野(三)委員 申しますが、そういう形式をもつて

実際に即応するような需給がとれて行く

数量ととどめておる次第であります。

従つて昨年のように一箇所に買付が集

中して、その結果値段が上るといふこ

とは、本年は防止し得るではなから

うかと考へておる次第であります。

○井出委員長 有畜農家創設特別法案

に対する質疑は後刻続行することにいたします。

○井出委員長 次に農業機械化促進法

案を議題といたします。質疑に入ります、安藤覺君。

○安藤(覺)委員 この機械化法案にお

いて目的とするところは、農業を営む

者が農機具を導入し、または農業を営

む者が組織する當利を目的としない法

人があれを組織する者の共同利用に供する農機具を導入するのに必要とする

資金につき、長期かつ低利の資金を

に「括買上げ」の措置を行わせるといふ

ような措置は、どのように考えておられるか。

○平野(三)委員 申しますが、そういう形式をもつて

実際に即応するような需給がとれて行く

数量ととどめておる次第であります。

従つて昨年のように一箇所に買付が集

中して、その結果値段が上るといふこ

とは、本年は防止し得るではなから

うかと考へておる次第であります。

○井出委員長 有畜農家創設特別法案

に対する質疑は後刻続行することにいたします。

○井出委員長 次に農業機械化促進法

案を議題といたします。質疑に入ります、安藤覺君。

○安藤(覺)委員 この機械化法案にお

いて目的とするところは、農業を営む

者が農機具を導入し、または農業を営

む者が組織する當利を目的としない法

人があれを組織する者の共同利用に供する農機具を導入するのに必要とする

資金につき、長期かつ低利の資金を

に「括買上げ」の措置を行わせるといふ

ような措置は、どのように考えておられるか。

○平野(三)委員 申しますが、そういう形式をもつて

実際に即応するような需給がとれて行く

数量ととどめておる次第であります。

従つて昨年のように一箇所に買付が集

中して、その結果値段が上るといふこ

とは、本年は防止し得るではなから

うかと考へておる次第であります。

○井出委員長 有畜農家創設特別法案

に対する質疑は後刻続行することにいたします。

○井出委員長 次に農業機械化促進法

案を議題といたします。質疑に入ります、安藤覺君。

○安藤(覺)委員 この機械化法案にお

いて目的とするところは、農業を営む

者が農機具を導入し、または農業を営

む者が組織する當利を目的としない法

人があれを組織する者の共同利用に供する農機具を導入するのに必要とする

資金につき、長期かつ低利の資金を

に「括買上げ」の措置を行わせるといふ

ような措置は、どのように考えておられるか。

○平野(三)委員 申しますが、そういう形式をもつて

実際に即応するような需給がとれて行く

数量ととどめておる次第であります。

従つて昨年のように一箇所に買付が集

中して、その結果値段が上るといふこ

とは、本年は防止し得るではなから

うかと考へておる次第であります。

○井出委員長 有畜農家創設特別法案

に対する質疑は後刻続行することにいたします。

○井出委員長 次に農業機械化促進法

案を議題といたします。質疑に入ります、安藤覺君。

○安藤(覺)委員 この機械化法案にお

いて目的とするところは、農業を営む

者が農機具を導入し、または農業を営

む者が組織する當利を目的としない法

人があれを組織する者の共同利用に供する農機具を導入するのに必要とする

資金につき、長期かつ低利の資金を

に「括買上げ」の措置を行わせるといふ

ような措置は、どのように考えておられるか。

○平野(三)委員 申しますが、そういう形式をもつて

実際に即応するような需給がとれて行く

数量ととどめておる次第であります。

従つて昨年のように一箇所に買付が集

中して、その結果値段が上るといふこ

とは、本年は防止し得るではなから

せて考えるかという点も、あまり明確でないと思うであります。この理由の中には、自動耕耘機とか、カルチベーター、二段耕耘機、そういうようなものを使つておるので、主として内地における五反とか七反百姓の規模の中に於ける機械化ということを考えておられることがありますけれども、もう少し、世界的な水準と言つては大きくなりますが、それとも、もう少し広い規模の上に立つた、角度の上に立つた共同利用施設といふような機械化という点に対しても、どういうような意図を持つておられるかという点。

とえば府県単位くらいに、その地域に即応した農業の形態それ自身が即応するような農具の導入といいうらうな計画は、そういう末端の方から策定され、それにこれらの中の促進の法案がマッチで生きに対しても、この法案はあまりに重きを置いておらぬといいうなことでは、ほんとうに機械化を促進しようとする場合においては、農業機械化に対する計画に即応したようなものでなければ、実効が全然上らないのではないかと私は思つておる。従来のような農林省関係の、これに関連があればあると言えるような費用だけをここへ集めて、一応かつこうをつくるという程度では、この法案は、名前はいいけれども死物にすぎないのではないかと考えるのです。質問が抽象的になりましたけれども、以上三点につきましてお答え願いたいと思います。

ではないか、期待がすごぶる薄いのではないかという御趣旨でござりまするが、その点は提案者といたしましてはまつたく同感でございます。ただ御承知の通り、現在農業機械化に対しましては、何ら法制的な根拠がないわけであつて、従つてとりあえず、不満足でありますけれども、この程度の法案をもつてます橋頭堡を築いて、そうして漸次お話をような趣旨を実現するため今後努力して行く、まずそういう意味において一步前進であるといふ考え方のとに、この法案を出したような次第でございます。従つて金融の面につきましては、現在やつておることを法制化したということではありますけれども、しかしながら、こういう法律ができますれば、現在行政的にやつております金融措置も、法的裏づけができるわけでありますから、来年度の予算の獲得等にあたりまして、さらに増額を要求するという根拠が出て参りまするし、まだだん／＼お話をございました農機具は、現在のところでは大体日本の国情に即するような、日本の零細な農業経営に適応するような程度の農機具を考えておるわけですが、将來はさらに大規模な機械の導入も実現していく、あるいはまたそれ／＼末端から積上げによつて、さらに大きな農業近代化の目的を達成していくといふようなことも進めていく、こういう考え方でおるわけございまして、いずれさらには近い将来においてひとつ皆さんの御協力を得まして、一層これを進めて行くよういたしたいと思うわけあります。当面といたしましては、はなはだ不十分ではございますが、一步前進という意味において、ぜひこ

の法案に御賛成願いたいと思うのであります。

○井出委員長 これにて質疑は終局いたしました。本案につきましては、川俣清音君より、各派共同提案にかかる修正案が提出されております。この際修正案の趣旨の説明を許します。川俣清音君。

○川俣委員 私は各派を代表いたしまして、共同修正案を提出いたしたいと存じます。

農業機械化促進法案に対する修正案
農業機械化促進法案の一部の次のように修正する。
第二条第一項中「肥料管理」の下に「有害動植物の防除、家畜家きんの飼養管理」を加える。

第四条中「国は」の下に「農業を
営む者が農機具を導入し又は」を加
える。

第六条に次の一号を加える。
四 農機具の修理施設及び運営
理由は、本法案は農民の要望にこた

えた法案であります、十分農民の要望にこたえ得たとは思われないのでありますけれども、また高度経営の進展

をはからなければならないのであります。が、もちろんこれでは不十分であります。が、尋ねておられる方の心に寄り添う形で、お話をうながすのが、お手伝いできるものがあるかもしれません。

で賛成するのであります。しかしながら、今申し上げましたように、第二条について修正をいたしました。

たのは、定義の点でござります。いわゆる促進法の対象になる物件を拡大いたしましたら、参考方でござります。第四

案の修正点は、融資の対象を二本建にいたしまして、農機具の機械化促進をよからんとするものでござります。六

条は、国の補助対象を拡大いたしました。発展過程のもとに、その障害をできるだけ除去いたしまして、修理の万全を期すことによつて、農機具の向上発展に寄与いたしたいとこころからの修正条項であります。

簡単であります。皆さん御同意を得たし上げまして、皆さんの御同意を得たいと思います。

○井出委員長 本修正案について質疑があれば、この際これを許します。

○若賀委員 これは政府当局に、関連してお伺いしたいのです。本年度農業予算には自動耕耘機を中心とした融資のわくが大体四億くらいと記憶しておりますが、この場合、その規格を大体二十馬力ぐらいまでの牽引力があるものを一応対象とするようなお考えがあるかないか。これは地域的にも、北海道のごときは、現在のような自動耕耘機ではなかなか条件や能率の上に適合しない面が非常にあるわけですね。もう少し規模の大きいものも拡大して適用に入れるかどうか。そういうお考えを、実はさつきお聞きしたかったのですが、お伺いいたします。

○塩見政府委員 平野さんからお話をありましたように、資金源が非常に少ないので、やりたくないような制限をやつておるわけですからども、できるだけ広げたいと思つております。できれば資金源を広げて、機械化全体の趣旨に沿うように努力をして参りたいと思ひます。今の具体的な、馬力の問題につきましては、十分検討して広げるよう努めたいと思います。

○芳賀委員 大体最大の限界において御努力を願うということで了承しておきますが、さらにこの法案が通過した

○ 塩見政府委員 場合、すでに共同施設や何かで購入した分に対する無理な金繰りをしておる場合が非常に多い。そういう場合においても大体及ぶ限りこの適用の恩恵に入れてやるという必要があると思いますが、そういう配慮はどうありますか。

○ 井出委員長 他に御発言がなければ

修正案に対する質疑はこれをもつて終局いたします。

討論に入ることになりますが、討論の通告もありませんので、これを省略してただちに採決に入りたいと存じます

が、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

す。よつてさよう決しました。
それではこれより採決に入ります。

〔総員起立〕
君の起立を求めます。
決いたします。この修正案に賛成の諸

○井出委員長 起立総員。よつて修正案は可決されました。

について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○井出委員長

起立総員。よつて修正

部分を除く原案の通り決しました。これにて本案は修正議決いたしました。

なお本案に関する委員会報告書の作成につきまして委員長に成一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めま

す。よつてさよう決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十五分散会

〔参照〕

農業機械化促進法案（平野三郎君外
十六名提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年七月三十一日印刷

昭和二十八年八月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局